（別紙４）

誓　約　書

新進気鋭の芸術家活動支援事業実行委員会会長　殿

住　　所

氏名又は名称

及び代表者名

　　　　　　　　　　　　（記名押印又は署名）

私は、新進気鋭の芸術家活動支援事業助成金交付要綱金第７条の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、同要綱第１９条の規定により交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第２０条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

記

１　新進気鋭の芸術家活動支援事業助成金交付要綱金第３条第４項（以下「暴力団排除条項」という。）各号のいずれにも該当しません。

２　暴力団排除条項に該当する事由の有無の確認のため、福岡県警察本部へ照会がなされることに同意いたします。

※　上記１の暴力団排除条項については、裏面にてご確認ください。

（裏）

|  |
| --- |
| 新進気鋭の芸術家活動支援事業助成金交付要綱  第３条　（略）  ２、３　（略）  ４　次に掲げる個人又は団体は、この要綱に基づく助成金の対象としない。  （１）暴力団（福岡県暴力団排除条例第２条第１項）  （２）暴力団員等（福岡県暴力団排除条例第２条第２項及び３項）  （３）団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの |
| 福岡県暴力団排除条例  （平成二十一年十月十九日　福岡県条例第五十九号）  第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  一　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。  二　暴力団員　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。 |
| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律  （平成三年五月十五日　法律第七十七号)  第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  二　暴力団　その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。  六　暴力団員　暴力団の構成員をいう。 |